

6教高第1750号

令和7年3月19日

各 都 道 府 県 知 事

各都道府県教育委員会教育長 様

福島県教育委員会教育長

(公 印 省 略)

令和7年度福島県奨学資金（震災特例採用）奨学生の
募集について（依頼）

当県の奨学資金事業につきましては、平素からご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、当県教育委員会では、東日本大震災の原子力災害被災地域において被災し、経済的理由により修学困難となった高校生、専修学校（高等課程）生及び特別支援学校（高等部）生の修学支援を図るため、奨学資金の貸与を実施しています。

「震災特例採用奨学資金」については、当県の復興を担う高校生等の将来に、より一層の負債を負わせ、経済的自立を遅らせることを避けるため、卒業後の奨学生本人の収入（見込み）が5年経過後も基準額を超えない場合、願出により返還義務を免除します。

つきましては、令和7年度福島県奨学生を募集しますので、貴所管の高等学校等に対し、別紙「募集案内」及び配布用チラシにより、保護者が福島県内に住所を有している生徒への周知及び希望者の推薦を依頼したく、貴職よりお知らせくださるようお願い申し上げます。

また、申請用紙等は、以下にデータ版を掲載しております。

- ① 当課ホームページ⇒福島県奨学資金⇒在学採用

令和7年度 福島県奨学生募集 在学採用 ・ 震災特例採用

高等学校・専修学校（高等課程）在学者を対象とした奨学生の募集を行います

■ 貸与月額

区分	国公立	私 立
自宅通学	18,000円	30,000円
自宅外通学	23,000円	35,000円

■ 応募資格

詳細は、各学校に配布の募集案内、願書等を確認してください。

● 学力

〔在学採用〕

・ 新入生

中学校3年次の全履修教科の5段階評価における学業成績の評定を平均した値が、3.0以上であること。

・ 2年生以上

2年生は1年次、3年生は1・2年次の全履修科目の5段階評価における学業成績の評定を平均した値が、3.0以上であること。

〔震災特例採用〕

学力基準はありません。

● 所得

主たる生計維持者（保護者等）の1年間の収入金額から必要経費及び特別控除額を差し引いた所得金額が、規定する所得基準額以下であること。

収入の目安（父・母・高校生・中学生の4人家族の場合）

※ 所得基準額は、家族の人数などによって異なります。

給与所得者の場合	給与所得者以外の場合
785万円以下	330万円以下

■ 応募方法

在学している学校の奨学金担当者に願書等を提出してください。

提出期限は、各学校が指定する日となります。

■ 募集期間

令和7年4月1日～令和7年6月30日

- 「震災特例採用奨学金」は原子力災害被災地域において被災した生徒が対象です。
 - 「緊急採用」は家計急変（主たる家計支持者の失職・破産・会社倒産・病気・死亡等）した家庭の生徒が対象で、随時募集しています。
- 詳しくは各募集案内でご確認ください。

お問い合わせは、在学する学校の奨学金担当者、もしくは福島県庁高校教育課までお願いします。



〒960-8688 福島市杉妻町2番16号 電話 024-521-7775

福島県奨学資金

検索